

伊万里市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 9 日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 25 号

伊万里市印鑑条例の一部を改正する条例

伊万里市印鑑条例（昭和 48 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「受けた者」の次に「（以下「登録者」という。）又はその代理人」を加え、同条第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 登録者は、登録証が著しく損傷し、又は汚損したときは、印鑑登録証再交付申請書により、登録証の再交付を申請することができる。ただし、やむを得ない理由により自ら申請することができないときは、登録証を添えて代理人により申請することができる。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、登録証及び印鑑登録原票の記載事項と照合し、当該申請が適正であることを確認した上で、登録者又はその代理人に登録証を再交付する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（登録証の紛失）

第 6 条の 2 登録者は、登録証を紛失したときは、印鑑登録証紛失届により、直ちに市長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由により自ら届け出ることができないときは、代理人により届け出ることができる。

第 7 条第 1 項中「印鑑の登録をしている者」を「登録者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由により自ら届け出ることができないときは、代理人により届け出ることができる。

第 8 条中「印鑑の登録を受けている者が」を「登録者は」に改め、同条ただし書中「廃止しようとする印鑑及び登録証に代理の旨を証する書面」を「登録証」に改め、同条第 4 号を削る。

第 9 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 印鑑登録証紛失届を受理したとき。

第9条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、印鑑登録を消除すべき事由が生じたとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(伊万里市手数料条例の一部改正)

2 伊万里市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表その他の手数料の部4の項中「第6条第2項」を「第6条第3項」に改める。